

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



平成30年3月

富山県農村振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度第4期対策の概要	2
《制度を活用した取組事例》	
超急傾斜農地保全管理加算に取り組む事例	
① 超急傾斜地における農業生産活動と鳥獣害対策	氷見市五十谷 4
地域特産物の生産に取り組む事例	
② エゴマ栽培による集落農地の維持と地域活性化	富山市伏木 6
③ 休耕田を活用した特産品栽培と地域交流	黒部市明日 8
④ 高収益作物の導入による農業経営の安定化	上市町堤谷 10
複合経営に取り組む事例	
⑤ 営農組合の法人化による持続可能な地域づくり	高岡市福岡町五位 12
⑥ 農産加工品の販売による集落活動の強化	南砺市細野 14
広域協議会による協定間の連携強化に取り組む事例	
⑦ 協議会活動における協定同士の連携強化	魚津市中山間地域連絡協議会 16
荒廃農地の発生防止に取り組む事例	
⑧ 優良農地を耕作放棄地にしない取組	砺波市増山 18
鳥獣害対策に取り組む事例	
⑨ 集落における有害鳥獣対策	朝日町高畠 20
景観作物の栽培による集落機能の強化に取り組む事例	
⑩ 景観作物（ヒマワリ）の作付による集落機能の強化	小矢部市松尾 22
さらなる集落の活性化に向けて	24

中山間地域等直接支払制度 第4期対策の概要

農業生産活動を通して荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を発揮する集落に対して、第4期対策（平成27年度から平成31年度）として支援します。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興8法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、
過疎法、半島振興法等〕

【対象農用地】

- ①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

対象者

協定に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

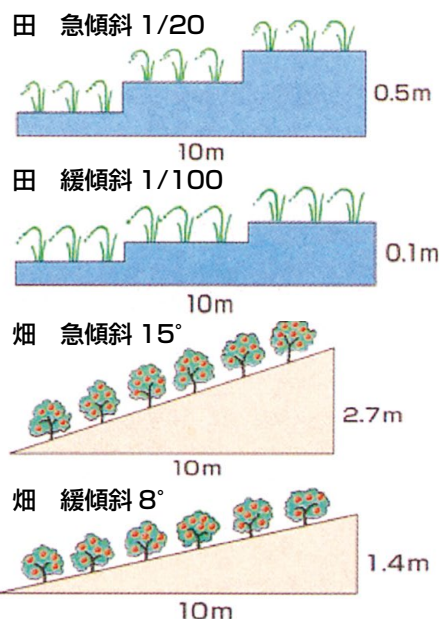
主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500

○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。



実施期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

土砂災害・洪水防止のため、林に戻そう（林地化）

これまで交付を受けていた農用地等で、より生産条件が不利で荒廃の懸念があると市町村が判断し、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等を集落協定に位置づけた場合、一定期間交付対象となります。

なお、農振農用地からの除外及び農地転用の許可手続きが必要です。

営農組合等の個別協定

営農組合等が農用地所有者との間において、5年以上の利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託等一定の条件を満たす場合、個別協定（生産組織等が申請）による取組が可能です。

認定農業者、農業生産法人、生産組織等が対象となります。

集落協定の活動要件

基礎活動

荒廃農地の発生防止など基礎的な活動

① 農業生産活動など

● 集落マスタープランの作成

集落の将来像を明確にします

● 耕作放棄の防止など

耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します

● 水路・農道などの管理

草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

② 多面的機能増進活動

(いずれか1つ)

● 国土保全機能の増進

- ・ 周辺林地の下草刈り
- ・ 土壌流亡に配慮した営農 等

● 保健休養機能の増進

- ・ 棚田オーナー制度の実施
- ・ 市民農園、体験農園の運営
- ・ 景観作物の作付け
- ・ 体験民宿
- ・ グリーン・ツーリズム 等

● 自然生態系の保全

- ・ 魚類、昆虫類の保護
- ・ 冬期の湛水化、鳥類の餌場の確保
- ・ 粗放的畜産
- ・ 堆きゅう肥の施肥、緑肥作物の作付 等

農業生産活動等の体制整備

③ 農用地等保全体制整備に向けた活動

〔例〕

- ・ 農地法面、水路、農道等の補修・改良
- ・ 既耕作放棄地の復旧
- ・ 林地化
- ・ 農作業の共同化又は受委託
- ・ その他将来にわたって適正に保全していくために必要な事項

④ 農業生産活動等の継続に向けた活動

(A・B・C要件のいずれか1つ選択)

【A要件】 人・農地プランを活用しつつ、以下の項目から2つ選択(数値目標により1つ選択)

- ① 機械・農作業の共同化
- ② 高付加価値型農業の実践
- ③ 農業生産条件の強化
- ④ 担い手への農地集積
- ⑤ 担い手への農作業の委託

【B要件】 協定参加者として、新たに協定活動に主体となって参加する女性・若者・NPO法人等(1名以上)を定め、以下の項目から1つ選択

- ① 新規就農者等による農業生産
- ② 地場産農産物等の加工・販売
- ③ 消費・出資の呼び込み

【C要件】 農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制を協定に位置付け

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

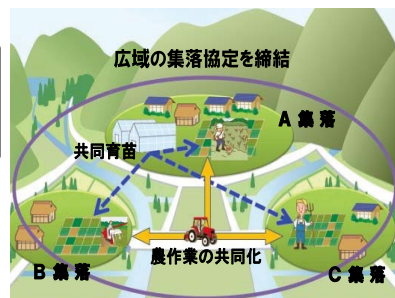
より積極的な取組に向けた加算措置

● 集落連携・機能維持加算

① 集落協定の広域化支援

複数集落が連携して広域の協定を締結し、**新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくり**を支援

〔単価〕
地目にかかわらず
3,000円/10a
上限200万円



② 小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、**小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ農業生産活動**を支援

〔単価〕	田	畑
	4,500円/10a	1,800円/10a
	小規模・高齢化集落の農用地に加算	

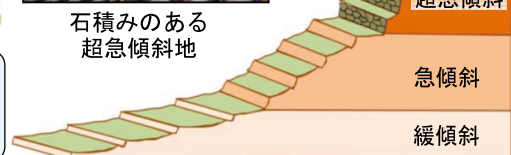
第4期対策の拡充ポイント

● 超急傾斜農地保全体制加算

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地について、その**保全かつ有効活用**に取り組む集落を支援



〔単価〕
田・畑
6,000円/10a



※加算措置は、体制整備単価の要件を満たしている集落を対象
 ※活動要件の詳細については、市町村の担当課などへお問い合わせください。

①超急傾斜地における農業生産活動と鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 <small>い かに</small> 五十谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 5ha (多面的機能支払と重複)			
田 (5ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 135万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 (50%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	75%
集落マスタープランの実現に向けた活動経費		10%	
役員報酬、研修会費等		10%	
その他		5%	
協定参加者	農業者 4人	開始：平成12年度	
人・農地プランの作成状況	宇波地区で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

2. 取組に至る経緯

中山間地域等直接支払制度には、平成12年度から取組みを開始し、平成28年度からは超急傾斜農地保全管理加算にも取り組んでいる。この制度を活用し共同取り組み活動が従来よりも積極的に行われたことにより農地、農業用水などの資源や環境の保全がなされている。

3. 取組の内容

超急傾斜地での農地を活用した農業に取り組んでいることや地域で栽培された特別栽培米等のPRをするため、氷見市のイベント等でパネル掲示を行っている。

また、組織における役割分担を明確にして共同で取り組んでおり、荒廃農地を発生させることなく優良農地の保全に努めている。

近年、イノシシによる被害が多発し、その対策が必要となったが、協定参加者が一丸となって、電気柵の設置、草刈りの実施、捕獲檻の管理等に努めている。



電気柵の設置



イベントにて景観のPR

集落の将来像

- 「通勤農業」のため農業者が連携し、共同取組活動や営農組織の推進を図る。
- 鳥獣害対策を徹底し、山間地でも安心して営農を行える環境を整備する。

将来像を実現するための活動目標

- 水路等の草刈り、清掃、維持補修
- 鳥獣害対策の徹底による耕作放棄地発生防止
- 集落営農組織の整備
- 高付加価値型営農推進による特別栽培米の栽培農地拡大

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 5ha)
個別対応

水路・農道の管理

- ・水路 2.7km 清掃、補修
- ・農道 2.0km 簡易補修等
- ・ポンプ施設 清掃、補修

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 0.2ha、年1回)
個別対応

農地・水と連携した取組

農業施設の管理

- ・水路 2.7km 清掃、補修
- ・農道 2.0km 簡易補修等
- ・ポンプ施設 清掃、補修
- ・景観・除草を目的にヒメイワダレソウ等の地被植物の作付け実施

個別対応

農業生産活動の体制整備

地域型集落営農組織化の
推進
共同取組活動

4. 取組による変化と今後の課題等

従来は「通勤農業」のため個別で活動する機会が多かったが、農地保全マップの作成や共同取組活動での草刈り・農業施設の管理を行うことで、集落ぐるみで農地保全意識が芽生えるに至った。また、被害が拡大している鳥獣害の対策については電気柵や捕獲檻を設置し、安心して農業が営める環境整備を行っている。

今後は営農活動の継続性を高めるため、近隣集落のネットワーク構築や担い手の確保・育成に努める必要がある。

【これまでの主な成果】

- 高付加価値農業の推進
特別栽培米の作付け (4.1ha → 4.75ha)
- 電気柵の設置
当初 0km → 4.3km
- 農道の補修、改修
- 農地法面及び土地改良施設の定期的な点検 (随時)



② エゴマ栽培による集落農地の維持と地域の活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 ^{ふしき} 伏木 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 3.3ha (うち 3.1ha で多面的機能支払を実施)			
田 (3.25ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻、エゴマ	—	—	—
交付金額 45万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 (50%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	33% 15% 2%
協定参加者	農業者 5 人、非農業者 6 人		開始：平成 22 年度
人・農地プランの作成状況	大沢野地域全域で作成済		

2. 取組に至る経緯

当集落は、大沢野地域の山間地に位置しており、集落内のほとんどの農地が小区画のため、効率的な農業が難しいうえ、農業者の高齢化や担い手不足により荒廃農地の発生が懸念される。このため、平成22年度から、水路・農道の維持管理や荒廃農地の防止などを目的に集落協定を締結した。

これにより、農地や水路・農道の維持管理活動を実施するとともに、荒廃農地の発生防止のため、山間地でも栽培がしやすく、収益性も高いエゴマ栽培に取り組むこととした。

3. 取組の内容

当集落に飛騨から伝わったとされるエゴマ栽培は、自給自足の生産であったが、近年、エゴマが健康食品として注目され、富山市も特産化を目指し始めた中、平成27年度よりJAあおぼが機械を導入したことにより、集落でも機械化を進めた。

エゴマについては、鳥獣被害の影響が少なく面積の拡大が可能であることから、無農薬による品質の良いエゴマを供給でき、播種・植付・刈取等は近隣の集落との共同利用により生産者の負担を軽減し、荒廃農地の発生の防止に努めている。



エゴマ刈取り



草刈作業

集落の将来像

- 鳥獣被害が少なく栽培がしやすいエゴマ栽培を推進することにより、集落内農地を維持し、地域の活性化を図る。



将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 3.25ha)
個別対応

水路・農道の管理

- ・水路1km、年1回清掃、年4回草刈り
- ・道路4km、年3回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策
電気柵の設置
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年2回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

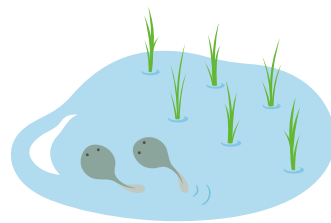
水路改修
水路の蓋掛け L= 3m
共同取組活動

4. 今後の課題等

荒廃農地の発生防止と増えてきているイノシシやサルなどによる鳥獣被害を防ぎ、効率性や作業の軽減を図りながら、更なるエゴマ栽培の面積拡大とそれによる持続性のある農業生産体制づくりが必要である。

これまでの主な成果

- エゴマの栽培の拡大
栽培面積：0.4ha(H22) → 0.7ha(H29) 販売量：170kg(H22) → 280kg(H29)



③ 休耕田を活用した特産品栽培と地域交流

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 ^{あけび} 明日 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 4.14ha			
田 (4.14ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻 ソバ ニンニク	—	—	—
交付金額 87万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 (50%)	農道・水路の維持・管理	31%
		役員報酬、研修会費等	3%
		積立金	11%
その他	5%		
協定参加者	農業者 9 人、農地所有適格法人 1 組織		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	愛本地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況)		

2. 取組に至る経緯

明日集落は、黒部市中心街から約 12km、愛本堰堤の北に位置している。集落には 200 年以上の歴史をもつ愛本新用水とそれに従属する小水力発電所（愛本新発電所）がある。

中山間地ならではの広く傾斜のある法面の管理、農業従事者の高齢化に伴う荒廃農用地の発生が懸念されていた。

平成 12 年より、中山間地域等直接支払に取り組む、共同取組活動による農道、水路、法面等の維持管理を行い、交付金を利用して地域特産物生産・販売に取り組んでいる。

3. 取組の内容

協定に参加している農事組合法人が中心となり、休耕田を利用したニンニクと蕎麦の生産・販売に取り組んでいる。

ニンニクは地域の特産品として、農協の直売所やスーパーで販売しており、ソバは、販売のほか地域の活性化につなげるため、地元の小学生や保護者を招いたソバ打ち体験に活用されている。



ニンニクの販売



ソバ打ち体験

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築し、荒廃農用地の発生を事前に防止するとともに地域特産物の生産等を通じて集落の活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人と連携し、持続可能な農業生産活動の実施体制の構築と地域の活性化を目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 4.14ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 年3回清掃、草刈り
・道路 年3回草刈り
共同取組活動

休耕田を活用したニンニクや
ソバの生産・販売
共同取組活動

農地法面の維持管理、
計画的な補修
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年3回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難な農用地
が発生した場合は、集落内
の農事組合法人が農業生産
活動の維持を図る。

担い手への農地集積
農事組合法人への利用権設
定農用地の拡大

集落外との連携

- 集落の運営について、集落内で解決が困難な事例が発生した場合、農協や近隣の集落協定等と連携して対応できる体制づくり

4. 今後の課題等

農業従事者の高齢化が進み、有害鳥獣被害の増加もあって荒廃農用地の発生が懸念される。

将来にわたり農業生産活動が可能となるよう、担い手への農地集積、農事組合法人の利用権設定の推進等により農作業の効率化と農業者の負担軽減を図る必要がある。

④ 高収益作物の導入による農業経営の安定化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	上市町 ^{つつみだに} 堤谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻・大麦・野菜(白ねぎ等)複合
協定面積 16ha (うち 16ha で多面的機能支払を実施)			
田 (16ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻、大麦、白ねぎ	—	—	—
交付金額 140 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 (50%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	43%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	28%
協定参加者	農業者 25 人、非農業者 4 人、(農) 白萩	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	白萩地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農事組合法人等が中心となり、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

2. 取組に至る経緯

本集落協定は、耕作放棄地の解消と発生防止に努めながら、本集落の多面的機能を確保しつつ、農業生産活動等の継続し得る体制を構築するため関係者が一致協力して5年間に取り組むべき事項について定めてきた。

3. 取組の内容

当事業の取組みが契機となり、平成 14 年に集落営農組織、平成 24 年には農事組合法人を設立。営農組織の設立前は、水稻の作付けが主体であったが、農業経営の安定化を図るため水田での畑作に取り組めないか集落内で話し合いを重ねた。結果、平成 14 年から高収益作物である白ねぎの生産に取り組むようになり、当初の作付面積は、0.3ha であったが、現在は (平成 29 年) 2ha まで拡大している。生産した白ねぎは、市場 (9割) 及び直売所 (1割) へ出荷している。



白ねぎ畝立作業



白ねぎ定植作業

集落の将来像

- 農用地を守ることで農家のみならず非農家も防災面等において恩恵を受けている。双方が協働し、農用地等を維持管理していく体制を構築する。

将来像を実現するための活動目標

- 集落の多面的機能を維持していくためにも非農家の方々に当活動の重要性を理解してもらい、積極的に参加してもらえるよう集落の寄合いの場などでの意見交換等、コミュニケーションをとりながら集落の共同活動として取組む。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 16ha)
共同取組活動

水路・農道の管理
・水路8.3km、年4回清掃、草刈り
・道路5.5km、年1回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

鳥獣害防止対策
電気柵・ワイヤーメッシュ
柵の設置(約4km)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 16.6ha、年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農事組合法人等による継続
困難な農用地の管理体制を
構築
共同取組活動

その他

意見交換会等の開催
共同取組活動

集落外との連携

- 農事組合法人において、集落外の農用地(3ha)や育苗(5,000枚)を受託。

4. 今後の課題等

鳥獣被害が後を絶たない。1集落の鳥獣害対策だけでは限界があり、近隣集落との情報共有、連携を密にしながら、鳥獣害対策を講じる必要がある。

これまでの主な成果

- 高収益作物(白ねぎ)の生産拡大
栽培面積: 0.3ha(H14) → 2.0ha(H29)
- 富山県農村文化賞(平成25年度)



⑤ 営農組合の法人化による持続可能な地域づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 ^{こい} 五位 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻+野菜複合
協定面積 14.1ha (多面的機能支払と重複)			
田 (14.1ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 175万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 (100%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	28%
		農地の維持・管理	4%
		鳥獣被害防止対策 その他 (役員報酬・積立金含む)	14% 54%
協定参加者	農業者 20人、非農業者 15人、 農事組合法人 ファーム寿五位	開始：平成13年度	
人・農地プランの作成状況	地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた(農)ファーム寿五位を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手(C要件)としている		

2. 取組に至る経緯

五位集落は高岡市福岡町の北西部に位置しており、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落住民が共同取組活動によるコミュニケーションを通して、住みやすい集落づくりに努めている。

個別経営体での営農継続が難しくなった平成16年に農業機械の共同利用を行う農業機械利用組合「五位営農組合」を設立し、平成19年には高齢化で営農が困難となった農地の受託と農作業の協業化を行う組織へと移行した。その後さらに、過疎化・高齢化が進んだことと米価の低迷や米政策の変更が想定されることから、農業生産意欲の減退の打開を図るため平成28年に営農組合の農業生産法人への移行を行っている。

3. 取組の内容

過疎化・高齢化が進む中、持続的な農業を進めるためには人材の確保が不可欠であり、地域住民の外、緑のふるさと協力隊員として平成25年度に地域で活動していた女性が地域に定住しオペレーターとして農作業の一翼を担っている。

また、五位地域の土壌・水利・気象等の条件に恵まれた農地で栽培された米等の農産物のブランド化を図るため「寿五位」との商標登録を行っている。地域で栽培されたお米「寿五位 山の米」の大半は高岡市内のスーパーや地域イベント等で販売を行い、収益の確保と地域の誇りの醸成により農業生産活動のモチベーションアップにつながっている。



基幹農作業の実施



商標寿五位を使った米の販売

集落の将来像

- 「みんなが元気でやさしく・住み良い・五位集落の自然豊かな田舎・再発見！さらに発展！！」をテーマに農事組合法人 ファーム寿五位を中心に1集落1農場を目指す

将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人 ファーム寿五位を中心に農業生産活動を推進する。
- 共同取組活動を通してコミュニティの醸成と集落維持・活性化

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 14.1ha)

農事組合法人、個別対応(管理)

水路・農道の管理

- ・水路3.0km、年2回清掃、草刈り
- ・イノシシ対策 年2回草刈
- ・道路2.3km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
0.5ha
(年1回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集团的かつ持続可能な
体制整備

(集落全体の共同取組活動により農業生産活動との維持を図る。)

共同取組活動

農事組合法人の体質強化

- ・農業収益の向上
- ・効率的な農作業の実施

農事組合法人

4. 今後の課題等

- 集落住民の高齢化の進展により集落共同活動の継続が厳しくなることが想定される中で、高齢化に対応した集落共同活動の実施体制の構築
- 近年のイノシシによる農作物被害の低減を図るべき対策の実施

これまでの主な成果

- 五位産の農産物の商標登録 (登録名：寿五位、平成26年9月)
- 「寿五位 山の米」のブランド名での米の販売
集落での米生産量の5割強を販売 H29 31.5 t
- 共同機械購入 平成16年度:トラクタ 1台、平成17年度:田植機 1台、平成19年度:コンバイン 2台、平成21年度:乾燥機 2台、平成23年度:色彩選別機 1台、平成25年度:トラクタ 1台
平成26年度:トラクタ用アーム式草刈り機 1台 他

⑥ 農産加工品の販売による集落活動の強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 <small>ほそ の</small> 細野 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 54ha (うち 54ha で多面的機能支払を実施)			
田 (54ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 840 万円	個人配分		35%
	共同取組 活動 (65%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬等	36% 23% 6%
協定参加者	農業者 35 人、非農業者 16 人 (認定農業者、(農) 細野鉢伏農産及び、(農) 蓑谷実践組合が協定農用地の約 9 割を引き受け)		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	蓑谷地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C 要件) としている		

2. 取組に至る経緯

南砺市の北東部に位置する当集落では、高齢化等により農地の維持管理が困難となってきたことから、平成 12 年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

これにより、農業機械や農道舗装、水路の補修などの条件整備を進めてきたが、近年は有害鳥獣による被害が増加し、営農はもとより農地等の維持管理に係る課題が懸念される。

3. 取組の内容

少子高齢化の進展により労働力の低下が懸念されることから、平成 8 年に農事組合法人を設立した。米価の下落、生産調整の増加対策、大麦跡ほ場の有効活用と水稻栽培が困難なほ場の荒廃を防ぐため複合経営として野菜栽培に取り組んでいる。また、「ふるさとの味加工組合」を結成し、かぶら寿しやもち加工品等の生産を行い、継続性ある営農体制の確立と農用地の適正な維持管理に努めている。



加工品 (かぶら寿し) の生産



大カブ収穫体験

集落の将来像

- 集落内外の農業生産法人による農業生産活動等の体制整備
- 協定参加者それぞれが、作物生産、加工、直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保

将来像を実現するための活動目標

- 集落内の農事組合法人や個人経営者を一本化し、効率の良い生産体制を目指す

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 54ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路13km、年6回清掃、草刈り
・道路5km、年2回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)
鳥獣害対策(電気柵設置)
共同取組活動

多面的機能増進活動

特産品開発
小麦農林10号の栽培
0.4ha
共同取組活動

周辺林地の下草刈り
0.2ha
(年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農道舗装1,000m(計画)
水路の補修600m(計画)
共同取組活動

農業の継続が困難な農用地
が発生した場合は、農業生
産法人の組織が引き受け、
農業生産活動の維持を図る
共同取組活動

集落外との連携

- 集落外の方を対象に大カブ収穫体験を行い、都市住民との交流を図っている。

集落内の活性化対策

- 地区内に居住するすべての独身男性が参加する婚活支援事業を実施し、農業後継者不足解消を促進している。

4. 今後の課題等

高齢者世帯の増加により今後の農業維持が懸念されることから、後継者となる若い世代に集落に残ってもらえるような活力・魅力ある集落づくりを目指す。

これまでの主な成果

- 農事組合法人 細野鉢伏農産
- 富山県農業振興賞 米集団部門(H10)
- 富山県農業振興賞 複合経営部門(H23)
- とやま地産地消優良活動表彰(H26)
- 富山県産業経済部門(農林漁業分野) 功労表彰(H28)

⑦協議会活動における協定同士の連携強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	うおづ しちゅうさんかん ち いぎれんらくきょう ぎ かい 魚津市中山間地域連絡協議会			
事例イメージ	任意団体	事例類型	—	
参加協定	総面積 358ha (うち216ha で多面的機能支払を実施)			
田 (358ha)	畑	草地	採草放牧地	
水稻	—	—	—	
交付総額 5,355 万円 (全 24 協定)	交付総額 の割合 (52%)	個人配分	48%	
		共同取組 活動 (52%)	農道・水路の管理・補修(機械等購入費含む)	19%
			農地の維持・管理	25%
			役員報酬、研修会費等	6%
その他	2%			
協議会参加者	農業者 468 人、非農業者 42 人、 農業生産組織 9 組織 (構成員 96 名)		開始：平成 17 年度	
人・農地プランの作成状況	地域全域で作成済			
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている			

2. 取組に至る経緯

魚津市内の中山間地域（法指定2地区、特認3地区）の農業者が荒廃農地の発生防止や鳥獣被害対策等の共通課題の検討や解決のための情報交換ができる場として、当協議会の設立の機運が高まり、平成17年度の中山間地域等直接支払の第2期対策の開始とともに協議会の設立に至った。

3. 取組の内容

- (1) 組織体制 各集落から2～3名の代議員を選出し、延べ50名で構成している。
- (2) 活動内容
 - ① ひまわり大作戦事業 荒廃農地の発生防止と集落間連携による地域活性化
 - ② 交流会事業 地域ごとの課題の共有や交流による集落内の営農意欲の醸成
 - ③ 視察研修事業 県外先進地への視察による課題解決方法の検討等



搾油のためのひまわり収穫作業



交流会事業

協議会の将来像

- 地域を担い手の流出や高齢化による離農等、中山間地域の現状は厳しさが増す一方で、それぞれの集落に合致した対策を講じていく必要があることから、当協議会の活動を通じて、集落内で里山を守っていくという意識の醸成や集落内での連携体制の強化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 各事業を通じて、集団的かつ持続可能な体制整備意識の構築
- 地域の実情に即した農業生産活動体制の構築
- 集落外との広域的な活動の実践

農業生産活動等

農地の耕作・管理
各集落で個別対応

水路・農道の管理
各集落で共同取組活動

農地法面の定期的な点検
各集落で共同取組活動

鳥獣被害対策
各集落で共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
各集落で共同取組活動

景観作物作付け
(景観作物としてひまわりを約 1.5ha 作付けた。)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な体制整備
各集落で共同取組活動

農道舗装、水路の改修
各集落で共同取組活動

集落外との連携

- 「ひまわり大作戦事業」や「交流会事業」の活動では、複数の集落の農業者や地元の女性を巻き込んでおり、集落外の課題共有や実情の意見交換を実施している。
- 「視察研修事業」では、特に全国的に優良活動として表彰されている先進集落の事例を研究し、営農活動に対する意識向上を図っている。

4. 今後の課題等

荒廃農地の発生防止と集落間連携を目的に実施してきた「ひまわり大作戦事業」については、人手不足により作業負担が増加している。

また、次期対策に向けて取組体制の検討が必要という意見もあるため、各集落の実情を考慮しながら活動を運営していくことが課題である。

これまでの主な成果

- 平成27年度 富山県農林漁業功労表彰（農林漁業部門）

⑧ 優良農地を耕作放棄にしない取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 ^{ますやま} ふるさと増山を守る会		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 8.9ha (うち 8.9ha で多面的機能支払を実施)			
田 (8.9ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻、そば	—	—	—
交付金額 187.6万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 (100%)	農道・水路の管理・補修	50%
農地の維持・管理		15%	
研修会費等		5%	
その他		30%	
協定参加者	農業者 26 人、非農業者 41 人		開始：平成 27 年度
人・農地プランの作成状況	地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合(認定農業者)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手(C要件)としている		

2. 取組に至る経緯

増山地区は、庄川の右岸側に位置する河岸段丘地域で、芹谷野用水開削以来、肥沃な土地で良質な「梅檀野米」を生産している地域である。

農地は昭和 50 年代に標準区画 20a で整備し、耕地の集団化を図ってきたが、地形上傾斜地が多いこともあり、農業従事者の高齢化に伴い水路や田畑を維持・管理することが困難となってきた。

平成 13 年度に知事特認地域の指定を受け、中山間地域等直接支払交付金を 3 地区で実施し共同活動に取り組んできたが、1 地区は高齢化に伴い事務処理の継続が困難となり平成 21 年度に継続を断念し、残る 2 地区で活動に取り組んできた。

その後、平成 26 年度から多面的機能支払交付金事業の実施を契機に事務処理の一元化を図り、平成 27 年度から中山間地域等直接支払交付金も一緒に実施している。

3. 取組の内容

平成 26 年 7 月の集中豪雨(時間雨量 100 mm)により、至る所で法面の崩壊が発生したが、地域住民参加のもと直営で法面復旧を行った。

高齢化に伴い法面の草刈作業が困難となっている。このため平成 28 年 4 月に試験的にティフ・ブレアを植栽し、荒廃農地の発生防止に努めている。

また、近年、農作物への鳥獣被害が多く発生していることから、被害を少しでも軽減するため、イノシシの檻を設置し捕獲活動を行っている。



植栽(ティフ・ブレア)



檻を設置しイノシシを捕獲

集落の将来像

- 農業従事者の高齢化に伴い農地が荒廃し耕作放棄地化しないよう、担い手の農家に農地を集約する。また、担い手農家の農業経営の効率化を図るため、地形条件に配慮した新たなほ場整備事業を計画している。

将来像を実現するための活動目標

- 荒廃農地の発生防止のため法面被覆（植栽）を積極的に実施し農業者の負担軽減を図る。
- 農作物のイノシシ等からの被害防止のため、捕獲を強化する。
- 地域で栽培している米（梅檀野米）をブランド化し、他地区との差別化を目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 8.9ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路(年2回清掃、草刈)
・道路(年2回草刈)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物の植栽
・法面被覆(ティフ・プレアの植栽)
・そば
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の補修
共同取組活動

農用地及び農業用施設の
維持管理
・水路の維持管理
・電気柵の設置
・イノシシ檻の設置
共同取組活動

集落外との連携

- 農作物への鳥獣被害（イノシシ等）を少なくするため、地区振興会と連携して捕獲檻の設置を行い、イノシシ等の捕獲活動を強化する。

4. 今後の課題等

高齢化に伴い農業従事者の離農が急速に進む中で、農地の集積は進むと思われるが、担い手農家が将来的に農地を維持管理してもらえる農地整備を実施しなければ、農地の荒廃が進行する恐れがある。特に傾斜地では法面の草刈が課題であることから、労力の軽減対策が急がれる。

このため、次世代型農業に対応した農地整備事業を早期に実施し、営農の効率化を図る必要がある。

また、農作物への鳥獣被害が増加していることから、近隣を含む地域全体で対策を強化する必要がある。

これまでの主な成果

- 平成 26 年度の集中豪雨で被災した法面の復旧
- イノシシの檻を 4 台設置し捕獲（2カ年で 10 頭捕獲）

⑨ 集落における有害鳥獣対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 ^{たかほたけ} 高島 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 28.8ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (28.8ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 410万円	個人配分		45%
	共同取組 活動 (55%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	7.5%
		農地の維持・管理	0.4%
		役員報酬、研修会費等 その他	2.5% 44.6%
協定参加者	農業者 23 人、非農業者 26 人、 農業生産法人 1		開始：平成 27 年度
人・農地プランの作成状況	朝日町全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

2. 取組に至る経緯

高島集落は朝日町の南部に位置する中山間地集落である。本集落においても少子高齢化による、営農継続への懸念と集落の活力低下から、耕作を放棄する農地が増え、イノシシによる農作物被害が増加してきた。

しかし、この第4期対策より集落協定を結び、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落住民による江浚いや草刈活動等の共同取組活動を行い、農村景観の保全と集落機能の維持により、住みやすい集落づくりを目指すこととした。

3. 取組の内容

集落住民の高齢化により、電気柵の設置・撤去や管理作業など、鳥獣被害への対応がままならないことから、労力を軽減する耐雪型侵入防止柵に取組むことになった。

県単独事業による補助を受け、町より資材を提供いただき、設置は業者の指導を受けながら、住民総出で耐雪型侵入防止柵の設置を行うことにより、維持管理に係る時間と労力が軽減され、さらに地域の一体感が醸成されたことで、地域の活性化へとつながった。



集落での江浚い



集落での耐雪型侵入防止柵の設置

協議会の将来像

- 電気柵フェンス設置で、有害鳥獣（特にイノシシ）の侵入防止をすることにより、住民の安全が保たれ、安心して耕作していける環境を保持し続ける。



将来像を実現するための活動目標

- 「電気柵フェンス」の点検・保全を住民全員で 継続して行く。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 28.8ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 年 / 1 回共同清掃、
年 / 1 回共同草刈り
・道路 年 / 4 回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年 1 回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年 1 回共同作業)
個別対応

農業生産活動の体制整備

**農地法面、水路、農道等の
補修・改良**
共同取組活動

担い手への農作業の委託
集落の認定農業者に
収穫作業を12ha委託
共同取組活動



集落外との連携

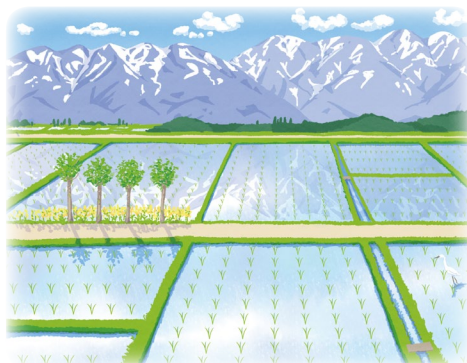
- 隣接する集落と農作物被害に関する情報を共有し、捕獲活動や被害防止活動を実施

4. 今後の課題等

集落住民の高齢化がさらに進む中、今後設置を予定している耐雪型侵入防止柵が林地内で整備することから、柵の状況確認や補修等の維持管理に係る作業を行う人員の確保が心配である。

これまでの主な成果

- 耐雪型侵入防止柵の設置
(H29年度まで) : L = 1,650m



⑩景観作物(ヒマワリの作付)の取組について

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 ^{まつお} 松尾 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 5.8ha (うち 5.7ha で多面的機能支払を実施)			
田 (5.8ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 122 万円	個人配分		25%
	共同取組 活動 (75%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 役員報酬、研修会費等 その他	40% 10% 25%
協定参加者	農業者 2 人、(農) 松永うの花農園 (農) 松永うの花農園が協定農用地の 9 割を引き受け)		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	北蟹谷地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

2. 取組に至る経緯

松尾集落は小矢部市の南西部に位置する中山間地集落である。本集落においても少子高齢化により、農業の継続が困難となることが懸念されるとともに集落の活力の低下が生じつつあったことから、平成 12 年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、集落住民による江浚いや草刈活動等の共同取組活動を通してコミュニケーションを行い、農村景観の保持と集落機能の強化により住みやすい集落づくりに努めてきた。

3. 取組の内容

第3対策までは多面的機能を増進する活動として周辺林地の下草刈に取り組んでいたが、第4期対策の平成 27 年からは県道沿いの転作田に、景観作物のヒマワリを植付し、栽培管理を共同で行い集落の景観形成に努め、県道を通行する車の利用者から好評を得ている。

また、ヒマワリの花が終わった秋には田への鋤き込みを行って、地力づくりに努めている。

営農面では、集落の関係農家による江浚いや草刈等共同活動と交付対象面積の 9 割を営農組織への集積し、互いに農作業の役割分担することにより営農組織が稲作等の生産に専業できる体制を構築している。



農道の草刈



県道沿いに開花するヒマワリ

集落の将来像

- 農事組合法人が主体となった営農と集落の江浚い・草刈作業等の共同活動との役割分担により、地域の持続的な農業生産活動を推進する。



将来像を実現するための活動目標

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 5.8ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 年3回清掃、草刈り
・道路 年3回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

鳥獣害防止用電気柵の設置
(5.8ha)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(景観作物としてヒマワリ
を12a作付けた。)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

担い手への農作業の委託
(認定農業者に委託 5.7ha
目標 6ha)
共同取組活動

4. 今後の課題等

- 集落協定内の一部の農地について個別経営農家により稲作等が行われているが、高齢化により農地の荒廃農用地化が懸念される。今後は米価の下落が懸念される中、農事組合法人への農地集約を進めることにより、地域内の農地の保全と農業生産規模の拡大を図ることを目指す。

これまでの主な成果

- 景観作物（ヒマワリ）の植付



さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント

1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から17年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント

2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例